

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事から令和2年1月21日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年3月6日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
消防学校	関係法令等に準拠して適正に処理されていないものがある。	総務課担当職員のダブルチェックにより関係法令の確認を十分に行うほか、過去の同様事例の確認や、他公所・出納室への手続き照会、本庁所管課との密な連絡調整等を行い、複数の部署によるチェック機能が働くよう対応することとした。また、担当者の異動に伴う後任者への引継ぎにおいても、当該事例をペーパー化し確実に伝達することとした。